

判決年月日	平成 1 9 年 3 月 2 9 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(竹) 1 0 4 2 2 号		
○ 引用例に本願発明の相違点に係る構成については記載も示唆もなく、また、審決が周知技術として引用する刊行物にも記載がないのであるから、当該相違点に係る構成を容易想到とすることはできない、被告の主張は裏付けがなく、後から論理付けしたもので採用できないなどとして、相違点に係る構成の進歩性を否定した審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

（事案の概要）

本願発明は、「履物用の耐水性で通気性のある靴底であって、革又はそれと類似の材料でできた同様に通気性の底、上部領域で上記の底を少なくとも部分的に被覆する通気性かつ耐水性の材料からなる膜および少なくとも周縁に沿って上記の底と共に組み合わせられ、少なくとも該膜の影響を受ける領域に 1 つ以上の貫通孔を備えた、ゴム又はそれと同等に不透過性の材料でできた少なくとも 1 つの上部部材とからなり、上記の上部部材が上記膜の少なくとも周辺領域を被覆することを特徴とする靴底」であり、引用例との相違点は、「本願発明は、少なくとも周縁に沿って底と共に組み合わせられ、少なくとも膜の影響を受ける領域に 1 つ以上の貫通孔を備えた、ゴム又はそれと同等に不透過性の材料でできた少なくとも 1 つの上部部材を備え、上部部材が膜の少なくとも周辺領域を被覆しているのに対し、引用発明は、かかる上部部材を備えない点」というものである。審決は、刊行物に記載された「靴底において合成ゴム等の合成樹脂層を革に組み合わせること」が周知技術であるとした上、「引用発明の防水性をより向上させるために、革製本底 1 の上面が露出する部分を防水性のある合成ゴム等の合成樹脂で覆うようにするとともに、防水部材 2 との境界部分からの漏れも生じないように、防水部材 2 の周辺部をも防水性のある合成ゴム等の合成樹脂で覆うようにして、相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得た」として、本願発明の進歩性を否定した。

本判決は、引用例には、更に防水性を高めるために「不透過性の材料でできた上部部材」で覆うというようなことについては記載も示唆もなく、また、審決が周知技術として引用する刊行物にも記載がないのであるから、防水布の通気性を保つために貫通孔を備えた不透過性の材料でできた上部部材により被覆するという本願発明の相違点に係る構成を採用することが、当業者に容易想到とすることはできない、被告の主張は、裏付けのない主張であり、本願発明の相違点に係る構成を後から論理付けしたものというほかなく、採用することができず、本願発明は、引用発明及び審決が引用する周知技術によって容易想到とすることはできないなどとして、審決を取り消した。